

開発行為等許可申請手数料

平成18年4月1日改正

1. 開発行為許可申請手数料(法第29条)

開発区域の面積 <small>単位:ha=ヘクタール</small>	手数料(円)		
	自己の 居住用	自己の 業務用	非自己用
0. 1ha未満	8,700	13,000	87,000
0. 1ha以上0. 3ha未満	21,000	30,000	131,000
0. 3ha以上0. 6ha未満	43,000	65,000	195,000
0. 6ha以上1. 0ha未満	87,000	122,000	262,000
1. 0ha以上3. 0ha未満	131,000	200,000	393,000
3. 0ha以上6. 0ha未満	174,000	270,000	515,000
6. 0ha以上10. 0ha未満	218,000	340,000	663,000
10. 0ha以上	305,000	480,000	882,000

2. 開発行為変更許可申請手数料(法第35条の2)

- (1)設計の変更 開発区域の面積(面積の縮小を伴う場合は縮小後の面積)に応じて前表に規定する額の1/10
- (2)新たな土地の開発区域への編入 新たに、編入される土地の面積に応じ前表に規定する額
- (3)その他の変更 10,000円

3. 開発許可を受けない市街化調整区域における建築許可申請手数料(法第43条)

建築物の敷地面積	手数料(円)
0. 1ha未満	6,500
0. 1ha以上0. 3ha未満	17,000
0. 3ha以上0. 6ha未満	37,000
0. 6ha以上1. 0ha未満	65,000
1. 0ha以上	91,000

4. 市街化調整区域等における建築物の特例許可手数料(法第41条第2項)

45,000円

5. 予定建築物以外の建築許可申請手数料(法第42条第1項)

24,000円

6. 地位の承継の承認申請手数料(法第45条:特定承継)

(1) 自己の居住用・1ヘクタール未満の自己の業務用 1,700円

(2) 1ヘクタール以上の自己の業務用 2,700円

(3) 非自己用 17,000円

7. 開発登録簿の写しの交付手数料(法47条第5項)

1件につき 800円(登録簿及び図面で1式)

◎租税特別措置法関係手数料(宅地造成区域の面積が0.1ha未満のもの)

優良宅地認定手数料 87,000円